

現場説明書

工事名称	住道北小学校長寿命化改良工事
工事場所	大東市浜町 地内
工 期	契約締結日の翌日 から 令和10年3月31日まで

(A) 一般事項

1. 設計図書及び仕様書に基づき、監督職員及び監理者を置く場合は当該監理者(以下、監督職員等)の指示に従い、終始誠実かつ良心的な施工に努めること。
工事中は、監督職員等と絶えず連絡を密に取り、事前協議のうえ、施工すること。
2. 工事現場の管理については、建設業法、労働基準法、労働安全衛生規則等関係法令に従い行うこと。また、作業員等の入退場を監督し、風紀・衛生を取締り、火災、盗難その他の事故に十分注意すること。
3. 工事中に万が一、第三者に損害を与えた場合や、既存の構造物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員等に報告のうえ、受注者の負担において原状復旧または賠償し、相手方より苦情のないように処置すること。
4. 法規及び条例上、支障のある部分については、図示なくとも監督職員等の指示に従い、受注者の負担において施工すること。
5. 特定化学物質障害予防規則に規定される材料を使用する場合、同規則ほか関係法令を遵守すること。
6. 建物の解体工事については「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」(国土交通省)を遵守すること。
7. 解体・撤去の処分に関しては、建設リサイクル法を遵守すること。
なお、リサイクルの実施状況を把握するため、工事着手時に再生資源利用〔促進〕計画書及び完成時に同実施書(建設リサイクルガイドライン様式1及び2)を提出すること。本工事により発生した残材等については、関係法令に基づき処理すること。
8. アスベスト含有建材にかかる作業、工事については大気汚染防止法(事前調査、報告等)石綿障害予防規則等の関連法令を遵守し、各種手続き等を受注者の負担にて、行うこと。

(B) 契約等について

1. 工事請負契約書に基づいて賠償の責に資するため、受注者の負担において、相当の措置をすること。
2. 工事工程に遅延の恐れがあると監督員が判断した場合は、作業体制等の見直しを含めた協議を行い、作業員の増員等により工期内の竣工を遵守すること。
3. 応急対応等を要する事態が発生した場合、ただちに監督員等と協議すること。
4. 工事の進捗状況等により、原設計により難しい状況が発生した場合、書面にて速やかに監督員に報告し、協議を申し出ること。
5. 工期を厳守し、発注者の検査を受けること。手直しの指示をうけた場合は、速やかに工事を行い、再検査を受けること。合格後、請負代金の支払いを受けること。
6. 工事施工上生じる疑義解釈は、発注者との協議による。なお、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書に不一致がある場合、誤謬、脱漏、不確な表示がある場合等により生じる工事施工上の疑義解釈についても、発注者の指示による。
7. 工事期間における工期末とは、竣工検査に合格した工事物件を本市に引渡す期日である。

(C) 手続き等について

1. 契約締結後ただちに大東市工事関係書類様式集(工事関係書類一覧表)に基づき、書類を提出すること。また、監督職員等の承認を受けた後、円滑に工事を進捗させること。なお、変更手続きをより確実にを行うようにするため、工事の変更に際し、文書による指示書又は協議書が無いものについては、契約変更の対象としない。
2. 各種申請手続きは、本工事に含む。なお、書類作成等の各種申請手続きは受注者が行うこと。その費用は受注者の負担とする。(都市計画法、建築基準法に係る費用は除く)
3. 受注者の工事責任者を含む責任体制及び緊急時連絡体制を整備し、着工日まで監督職員等の承認を得ること。工事期間中は休日・夜間を問わず、連絡体制を維持すること。

4. 工事工程写真は、各工程完了後、速やかに提出するものとし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」に基づき着工前から竣工まで詳細に撮影すること。また、サービス判で2部をA4判工事用ファイルに整理し、竣工時に提出すること。

5. 着工に先立ち、実施工程表及び施工計画書を作成し、監督職員等の承諾を受けること。また、事前に関係者と十分に実施工程等の調整を行い、詳細な施工図を作成し監督職員等の承諾を得なければならない。なお、施工体制台帳については、建設業法等の規定に準じ提出すること。また、協力業者及び主要資材については、外注計画書及び主要資材発注先名簿を監督職員等に提出し、承諾を得て決定すること。

6. 建設業退職金共済制度に基づく必要書類を提出すること。なお、共済組合証紙を購入したときは、建設業退職金共済掛金収納書届を提出すること。購入しない場合においては、「建設業退職金共済組合証紙を購入しない理由について」（様式第23号）を提出すること。

7. 着工するに当たり、労災保険、火災保険、第三者保険等に参加し、保険証の写しを監督職員に提出すること。また、火災等の事故防止のために、万全の処置を講じて工事の施工に当たること。

8. 工事現場の周囲に、工事名称等を明記した看板（1,000×2,000程度）を監督職員等の指示に従い設置すること。

9. 受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けること。

受注時は契約後土、日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更が

あった日から土、日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

10. 工事完成に際しては、下記書類等を本市に提出し引渡完了とする。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1) 工事竣工書類（施工計画書等） | 1式 |
| 2) 工事写真（電子データ含む） | 1部 |
| 3) 工事写真ダイジェスト版 | 1部 |
| 4) 竣工図 | |
| ①CADデータ（DXF形式・オリジナル形式・PDF形式） | 1部 |
| ②A1→A2背張り製本（白焼き） ※製本表紙色別途指示 | 1部 |
| ③A3→A4背張り製本（白焼き） ※製本表紙色別途指示 | 3部 |
| 5) 電子データCD又はDVD（竣工図面・工事写真・主要な機器材料一覧表） | 2部 |
| 6) 各諸官庁検査合格書・届出書等（建築確認・消防検査など） | 1部 |
| 7) 完成図書（正副2部） ※副はコピー可 | 1部 |
| ①建築物等の利用に関する説明書 | |
| ②取扱い説明書（メーカー連絡先一覧表等含む） | |
| ③性能試験成績書 | |
| ④官公署届出類（上記6.のコピー添付） | |
| ⑤主要な機器材料一覧表（メーカー連絡先一覧表等含む） | |
| ⑥総合調整測定表（機械設備のみ） | |
| ⑦各種保証書（機器材保証・防水保証・枯木保証・マスターキー保証等） | |
| ⑧上記5.の複製 | |

※ 完成図書の作成に当たっては、監督職員等と記載事項に関する協議を行う。

また、作成後は、監督職員等及び施設管理者に内容の説明を行う。

※ 本市の指示により、必要部数の増数及び上記以外の成果品を請求することもある。

※ 提出書類箱はイーゼルキャビネット強化型（品番ECK-001）とする。

※ 工事完成に伴う工事請負代金の請求は、上記書類引渡完了後とする。

11. 工事完成に際しては、所轄庁の行う検査に合格しなければならない。

本市「工事検査室」検査の対象工事について、監督職員等及び検査員から設計図書等の作成及び資料等を請求された場合は速やかに提出すること。

12. 国庫補助金に関する検査等が行われる場合、検査に必要な資料の作成、工事で作成した書類の提出、工事内容の確認のための立会等の依頼を行うことがあるが、工事終了後であっても、真摯に対応すること。

13. 公害防止に関する諸条例に基づく手続きは、受注者において行なうこと。

費用は受注者の負担とする。

（大気汚染防止法に基づき当該工事における石綿含有建材の有無の事前調査を実施し結果を大阪府・労働基準監督署に報告すること）

(D) 安全対策等に関する事項

1. 工事中は、特に交通保安に留意し、所轄官庁と協議のうえ、交通に支障のないようにすること。また、工事車両の通行については、道路交通法を遵守のうえ、近隣の環境保全に努めること。
2. 工事用車両及び工事関係車両を、周辺道路に不法駐車させないこと。なお、大型車両通行規制等の解除手続きが必要となった場合、受注者において行うこと。費用は受注者の負担とする。
3. 仮囲い、仮設設備、材料置場及び安全上の施設をすべて仮設計画図に記入し、監督職員等の承認を受けなければならない。
4. 騒音、振動、塵埃等を伴う工事については、工事着工前に、本市所管課への届出（騒音規制法および振動規制法等の規定による特定建設作業実施届出書等）を完了し、付近に迷惑のかからないように防音シート、消音機、散水等の適切な処置を行い施工すること。なお、届出書の写しを提出すること。
5. 資材等の保管は、整理・整頓に努めるとともに不要資材等の撤去・搬出は、速やかに行うこと。また、保管場所は、仮囲い、注意標識等により、立入り禁止の措置を講じ、休日、夜間を問わず事故等発生未然防止に万全の対策を行うこと。資材置場を設けた状態や仮設足場及び仮設建物を設置した状態で作業を一定期間中断する必要がある場合、監督職員等の指示により、定期的な巡回を行う等、安全確保の徹底を図り、その結果を監督職員に報告するものとする。
6. 工事に伴う資材や廃材等の残置物について、整理・整頓及び安全確認を毎日の作業終了時に必ず行うものとする。残材、不用材は速やかに場外へ搬出すること。
7. 工事現場並びに進入路付近において、近隣住民等の通行に対して万全の保安に努めること。また、その処置として防塵処置及び清掃を行い、工事用車両のための交通誘導員及び誘導表示板の設置並びに保安内容を明記した看板、仮囲い等を監督職員等の指示に従い設置すること。住宅が隣接している場合、近隣に対する事前説明及び施工中の苦情等の対応については、受注者の責任において解決すること。また、工事施工に先立ち、関係者及び近隣に対し迷惑をかけないように、周知徹底を図り施工すること。
8. 工事用車両の通行及び歩行者等の安全については、十分配慮すること。また、通行制限及び作業日時の制限を受けることがあるので注意すること。

9. 工事現場敷地及び周辺における近隣住民等の第三者傷害防止、車両の整理及び誘導のため、工事期間中は警備員を配置すること。なお、発注者が指示した場合は警備員の増員及び期間延長を行うこと。
10. 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障がい者等への危険防止や安全性の確保については、監督職員等と事前に協議し十分な対策を講ずること。
11. 工事現場へ第三者が入り込まないように十分注意し、特に周囲その他危険防止上必要な部分は、鉄鋼又は帆布等で覆うなど、落下物等による危害を防止するための措置を講ずること。
12. 工具等が落下し、物損・人身事故が発生する可能性がある作業(足場組立・解体、足場がない建物屋上端部での作業等)を行う場合、以下を徹底すること。
 - ・落下防止ストラップ付き工具の使用
 - ・作業場所下部の立入禁止の徹底、またはガードマン等の配置
13. 強風、大雨、地震などが発生した場合、労働安全衛生規則に基づき足場等を点検し、事故防止に努めること。費用は受注者の負担とする。
14. 本工事の仮設足場設置範囲において、発注者が他契約工事による仮設足場の使用を求めた場合、十分に調整の上、無償にて共用させること。

(E) 設計図書の扱い等に関する事項

1. 設計図書及び仕様書に明記なき事項で、工事施工上、当然必要と認められるものについて、施工すること。費用は受注者の負担とする。
2. 設計変更及び内容変更の必要が生じた時は、本市の積算基準に基づいて変更する。なお、工事の変更に際し、文書による指示書又は協議書が無いものについては、契約変更の対象としない。
3. 着工前に設計図書等の検討・確認を十分に行うこと。疑義がある場合、書面にて速やかに監督職員に報告し、協議を申し出ること。
4. 現場の納まり、取り合わせ等の関係で、材料の寸法・取付け位置又は取付け方法の変更や、それに伴う数量の変更など軽微であっても監督職員等の指示によって行うこと。

(F) 施工に関する事項

1. 工事用材料の品質・寸法は、監督職員等が検査を行うものとし、不合格品は、ただちに現場から搬出すること。また、材料試験及び不合格品の取替え等に要するすべての費用は、受注者の負担とする。
2. 施工上関係する建物、工作物、樹木、物品、機器等その他これらに類するものの撤去、移設、復旧及びこれらに伴う改修、修理等は全て本工事に含むものとする。なお、地中掘削の際には本市水道局並びにガス会社等と打ち合わせのうえ、施工すること。
3. 既施設各部に損傷等与えないよう養生等、十分に配慮して施工すること。なお、損傷等与えた場合は、受注者の負担により原状復旧を行うこと。
4. 既設配管・配線の近傍で行う工事、はつり作業等については、事前に既設配管配線の状況を調査し、損傷等与えないように十分注意すること。
5. 使用材料は原則としてすべて、J I S 及び J A S 等の規格品とする。
内装材等については、J I S 規格、J A S 規格等におけるホルムアルデヒド放散量の表示記号 F ☆☆☆☆、又はその同等品を使用すること。また住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準（ホルムアルデヒド対策）の等級 3 の基準を満たすこととなる措置を講じること。また住宅性能表示制度に基づく測定方法により、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの科学物質の室内濃度測定（第三者機関）を行なうこと。測定物質のうち、いずれか 1 つでも指針値を上回った場合は、受注者の責任において必要な措置を講じること。
なお、各化学物質の濃度数値設定については、国土交通省及び厚生労働省の指針値及び建築基準法を遵守すること。レディーミクストコンクリートを用いる場合には J I S マーク表示認定工場のものを使用すること。
また、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理等の技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技師等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）から選定し、J I S A 5 3 0 8（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いること。
6. 受注者は塗装、防水等の使用材料(全数)の搬入・使用の状況について、監督職員等の立会確認を受けること。

7. 防水工事については、雨天等による漏水を発生させてはならない。既存防水を撤去する場合、撤去後速やかに仕上工事を行うこと。やむを得ず工事途中で雨天、連休となる場合、使用材料、性能、施工手順・範囲を十分に検討・確認し、監督職員の承認を得たうえで施工を行うこと。仮防水期間については、可能な限り短期とすること。
8. 使用する建設機械について最新基準に適合する低騒音型・低振動型建設機械を使用すること。
9. 工事排水については、排出方法・位置など監督職員の承認を得たうえで、廃液土砂・ゴミ等の流出防止に十分留意し、処理すること。流出させた場合、受注者の責任にて処理すること。雨水桝への排水は行ってはならない。
10. 工事現場付近の用地を現場事務所、監督職員事務所、工事資材置場、工事車両駐車場等の用地として使用する場合は、受注者において必要な手続き並びに近隣対策を行い、使用許可を得ること。使用期間中は、受注者の責任により維持管理を行い必要があるときは、警備員を常駐させること。また使用後は、本工事竣工までに当該地の復旧、整地等を行い、また既設構造物を損傷した場合は、その復旧も行ったうえで、監督職員等の確認を受けたのち返却すること。なお、復旧にかかる費用については受注者の負担とする。
11. 塗装・修繕工事に際し必要となる掲示板、標示プレート等の脱着は受注者の負担にて行うこと。

(G) その他

1. 本工事の施工にあたって、受注者は個人情報の保護に努めるものとし、発注者やその他の官公署から得た資料及び調査によって得た情報の取扱については、漏えいや濫用がないように最大限の注意を払わなければならない。
受注者は、本工事により知り得た情報について、その一切を他に漏らしてはならない。個人情報の取扱については、別添「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
2. 受注者は、本契約の履行に当たり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第八章及び職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針を遵守すること。

3. 受注者は、本工事に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって当該工事を遂行できるよう、本市が実施する啓発事業への参加の促進や受注者において人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。
4. 受注者は、当工事の施工に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(H) 特記事項

1. 設計図書の仮設計画図については参考とする。工事実施にあたっては事前に学校・施設管理者と十分に協議・調整の上、仮設工事計画書・工程表を作成し、監督職員及び監理者の承認を受けること。
2. 本工事は学校及び放課後児童クラブを運営しながら行う工事であり、児童等の安全に細心の注意を払い、事前に学校・施設管理者等と綿密に協議・調整を行うことで、学校運営に支障を来さないよう工事を行うこと。
3. 工事出入口および工事現場付近は民家等が隣接しているため綿密な安全対策および近隣に支障の無い工事計画を立てて工事を行うこと。また、児童の登下校時間については工事車両の搬出入を行わないこと。
4. 騒音、振動を伴う作業については、近隣住民・施設はもとより、学校運営の妨げにならない様に工事を行うこと。また、学校運営等の妨げになると学校関係者が判断した場合は、工事を一時中断し、施工方法等を検討、対策を講じた上で工事を行わなければならない。
5. 既設建物内の物品の移動等については、学校関係者の指示により受注者で行うこと。
6. 工事に伴う足場及び高所作業車については本工事に含むこと。
7. 施工後、検査が困難となる工事部位については、随時、監督職員等の立会検査を受け、写真に記録しておくこと。
8. 工事施工中の不明点、疑問点については、書面にて速やかに監督職員及び監理者に報告し、協議を申し出ること。
9. 仮設工事については現況の配管、配線を十分に調査し、学校運営に支障が出ないよ

うに実施すること（空調、消防、館内放送、通信、機械警備設備など）

10. 本市職員である監督職員及び、別途委託による発注者支援業務の従事者をあわせて「監督職員等」とする。本工事について、監督職員等から指示等あった場合、速やかに対応すること。
11. 工事の進捗に合わせて、教室配置・施設使用範囲を変更するため、その都度、別途発注工事である ICT 工事、機械警備工事が付随して必要となる。学校運営に支障がないように、別途発注工事施工者、及び学校、施設管理者と十分に協議・調整の上、工事工程表を作成し、施工にあたること。
12. 校舎内で作業を行う場合、養生の上、上履きを使用すること。
13. 新型コロナウイルス感染拡大等の影響で学校行事が急遽変更となる場合においても、柔軟に対応すること。
14. 増築部及び各工期の改修部分については、各部分の工事完了後に大阪府建築指導課及び大東四条曙消防による仮使用承認申請にかかる検査（1回）を受けること。受検にあたって、事前に監督職員及び監理者と十分打合せを行うこと。
15. 上記 14 において、着工後、速やかに安全計画書を作成し、監督職員及び監理者の承認を受けること。作成にあたっては次のことを考慮すること。1）児童・教員等の 2 方向避難を確保 2）工事と施設使用の動線が重なる箇所について、通行時間をずらす等の安全対策 3）校舎内の工事エリアと施設使用エリアを耐火仕様の壁により区画 4）工事ヤード内を避難経路とする場合、有効幅員 1500 の通路を確保
16. 第 2 期工事期間中（本館北側校舎工事中）、学校運営が分断されないように新館校舎と本館南側校舎をつなぐ屋内廊下を 1 階数以上、教員及び児童が安全に通行できる通路を設けること。
17. 備品の保管・処分については、学校関係者の指示によること。
18. キュービクル更新等に伴う停電（2回）について、学校・施設管理者、ICT 関連業務、警備業務受託者（別途委託）と調整のうえ、時期・期間を決定すること。
19. 仮設幹線分岐盤及び仮設幹線については、全体工事計画を考慮し、建築工事、機械設備工事と調整を行ったうえ、範囲や切替時期を決定すること。

20. 電気設備の校内ケーブルラックについては、次のことを考慮のうえ、工事計画をたてること。1) 着工後すぐに着手し（建築工事に先立って）、工期毎の工事範囲によらず、全棟のラックを順次設置する 2) 1 期の工事範囲以外は学校運営が行われているため、作業は放課後及び土日で行う
21. 運動場に浸透施設が敷設されているため、配慮の上、仮設計画図を作成すること。工事により浸透施設が破損した場合、施工者にて復旧すること。
22. 屋内運動場の内装工事は、令和 9 年度の入学式終了後の着手とし、令和 9 年 8 月末までに完了すること。
23. 新館内装工事は、夏休み・冬休み等の長期休暇中に実施し、学校運営に支障が出ないようにすること。
24. 学校の東側道路は、交通規制が引かれており、普通自動車が朝 7 時～朝 9 時通行禁止、特定中型自動車（車両重量 8 トン以上、最大積載荷重 5 トン以上）が終日通行禁止となっている。工事着手までに通行禁止道路通行許可を取得すること。
25. 工事車両の通行については、事前に監督職員や関係者と十分に協議・調整を行うと共に、工事車両が通行する経路の特定、走行速度の低減、路面の清掃等の対策を行うことにより、周辺住環境に悪影響を及ぼすことがないように万全を期すこと。周辺道路を待機車両等が占拠し、周辺の交通に支障を及ぼさないよう留意すること。
26. 本工事の施工に起因して、近隣家屋等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告すること。この場合、発注者が受注者の責に帰すものと認めた場合は、当該受注者の責任において処置すること。
27. 竣工後、本市の監査、国・府の補助金検査に対して、必要に応じて資料の提出および検査当日の立会いを行うこと。
28. 敷地内は全面喫煙禁止とします。また、敷地周辺での喫煙は避け、敷地周辺の喫煙可能場所を利用すること。